

ジャン＝ウィリアム・スフロン氏インタビュー（聞き手：光多長温理事長）

光多 それでは、スフロンさんにフランスのSEM(Social Economic Mixture)についていろいろお話をお伺いしたいと思います。

スフロンさんは、いま、東部SEM(SEMAEST)のほうですね。最初に、東部SEMの会社の概要と、どういう仕事を東部SEMでやっているかということについて、最初にご説明いただけますでしょうか。

スフロン まず、SEMAESTはいわばパリ市の子会社みたいなもので、約58%をパリ市が所有しております。そのほかは銀行などが株を持っています。従業員が約45名で、リスクを伴うような仕事の場合についてはパリ市内のみ、リスクがない場合には郊外とか地方の仕事も受けます。

いまやっている仕事の種類としては4つありまして、都市整備・再開発、これは昔からやっていることです。それから非常に新しいことで、経済開発。あと、公共団体に代わって公共施設の建設（施主代行）、それから住宅改善事業があります。

光多 経済開発というのはどういう意味ですか。

スフロン これはいまのところは、パリ市内の6つの地区で、ほぼ単一の産業しかなくなってしまったところとか、完全に商店が閉めてしまっていてなくなってしまった場所で住民が不便しているようなところ、そこで商店あるいはサービスをもう一度再開させようという事業です。

光多 それは面白いですね。

まず、日本のSEM、第三セクターと言っていますが、これがいま、いろいろな面で曲がり角に来ていますので、日本で抱えている問題と比較しながらフランスのSEMについてお伺いしたいと思います。

最初に株主の話ですが、たしか私の記憶では、フランスのSEMの場合には地方公共団体の出資率が50~80だったと思いましたが、最近、引き上げられたと聞いています。いま、どうなっていて、どうして引き上げられたのかということについてお伺いしたいと思います。私の記憶に間違いがなければ、85になったような……。

スフロン いや、変わったんですけど、私は個人的にはそのことについてはちょっとわかりません。引き上げられたのは事実ですけれども、なぜかはちょっとわからないので、もし必要でしたら調べてみます。

光多 日本の場合には、公共団体の出資率が例えば100%とか、非常に大きかったり、小さくなったりしているわけですが、フランスの場合にSEMAESTは58%ですね。これはどういう考え方で58になったのか。それから、そのほかのところ、銀行とか所有しておられると思いますが、具体的にどういうところが所有して、なおかつ、ほかの会社がここに出資するときにはどういう形で募集されるのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

スフロン SEMの場合、官民の比率についてはあまりこだわる必要はないのではないかと思います。というのはSEMは、もともと、いわゆる資本主義的に出資者に配当をするのが目的ではなく、あくまでも一般利益的な任務を遂行するというのが目的です。だからフランスの場合、これがなぜ60や70ではなくて58なのかとか、そういうのはあまり問題ではないので、たまたまそうだということなのではないかと思います。

ほかの出資者は、現在は4つの銀行があります。それから2つ、これは昔から入っていたところです。銀行だとか何とかというのは、最近、増資をして入ってきたんです。昔からいるのは、社会住宅をやっているSAGIという会社（これもSEMですけど）、それから、SNCF（フランス国鉄）これは昔からの……。

光多 S A G I は戦前からあるやつですね？

スフロン そうです。それから、商工会議所、手工業者会議所というのがあります。零細企業中心なんですけれども、これも若干入ってきております。この商工会議所、手工業者会議所は、今回、このミッションとして経済発展というのも入ってきていますので、これがどういうふうに行われるのかを内部から見てみたいという情報を得るために、それで取締役会に入れるようにという事で入っています。

銀行の場合は、一般利益的なところから入っているのが多くて、貸付もしますけれども、むしろ一般利益的ミッションから入ってきていると思います。

「一般利益から」というのは要するに、「公益的事業に参加する意識から」という意味です。だから、CDCなんかは優遇税制をしていますけれども、公益的事業に参加するという意識から入っているということです。

光多 日本の場合には、第三セクターに出資する民間の企業が非常にヘジテートして、そこに対してあまりアクティブではないという面がありますが、フランスでは一般的にその辺の雰囲気はいかがですか。

スフロン 若干複雑になると思いますけれども、3つに分けて考えたほうが良いと思います。我々のように整備SEMの場合、それから、住宅などのSEM（住宅建設・管理）、それからサービスとか交通とか、こういうSEMの場合に分けます。

まず、サービスとか交通などの場合は、まさにジョイントベンチャーで、いわゆる普通の会社として、例えばパリの水道のSAGEPというのがありますけれども、これはパリ市とスエズ社がやっていますし、そこにスエズとかいう大きなグループが、自分たちの利益を上げるためにということで入ってきているわけです。

逆に整備の場合は、2005年の法律でちょっと変わったのですけれども、それ

までは「整備に関するリスクはすべて地方公共団体が負う」、こういうふうになっておりました。そのかわり利益も地方公共団体が取るんですけども、いずれにしろリスクのない事業ですから、民間というか、ほかの事業者も入ってきやすいという状況はあります。

光多 ちょっと順番が前後してすみませんが、リスクを誰がとるかという話で、私の理解では、特に再開発とか整備のリスクは公共団体がとるというふうに思っていたんですけども、いま、それが少し変わったのですか。

スフロン いままでは、欠損が出て自動的にそれは公共団体がかぶるというふうになっていたわけです、その額がどうであれ。それが2005年の法律改正によりまして、これは整備事業ですから、例えば赤字が予想される場合、赤字が10%まで予想されるということで、計画全体を議会が承認する。まず計画全体を、10%くらいとして、こういうことで承認したあと、毎年毎年、それに対する事業進捗状況についての報告書が出るわけですね。それが10%以内でおさまっていたらいいけれども、例えばそれが15とか20になったときには、さっき言った10%に抑えるという議決を改めてやり直さなければいけない。そのときにもその議決が否定されたときに、この欠損分についてはどうなるかということなのです。

光多 SEMに一つの財政的な規律を求めたということですね。そうするとSEMとしては仕事がやりやすくなったのでしょうか、やりにくくなったのでしょうか。

スフロン これは規律の問題ではないんですね。規律はいままででもしっかりしているわけで、少なくともSEMAESTでは公金を扱っているわけですから、私のプライベートなおカネでも厳しい規律をしているわけです。

要するこういうのが出てくると、問題は、公共団体が計画の途中などで要求

をより高くしてしまったとき――例えばもっといい公園をつくりたいとか、そういうときの処理をどうするか。それから市場が激変したときですね。一応、土地の売却価格が唯一のほぼ大きな収入ですから、長い目で見れば好転することはあるでしょうけれども、あるときにガクッと下がってしまうことも当然あるわけで、そのときにいままで100だったものが50になってしまった。じゃあこれをどうするのかと。こういう不都合は出てくると思います。

光多 そうすると、公共団体が当初予定された以上の要求をしたときには、SEMからすると、「いや、それはできない」と言えることになるというふう
に考えていいわけですか。

スフロン それは実際にまだ起きていないので、どうなるかわかりませんが、
れども、我々としては拒否せざるを得なくなると思います。いずれにしる市
町村に対して、我々としてはもっと前の段階から厳しく要求し、警戒するとい
うか、見ていかなければいけないような状況が生まれたと言えます。

もう一つは、これと同時にヨーロッパレベルでの競合が開かれたわけです。
いまの改革と組になって、競合させると。今度これになりますと、入札のとき
にかなり短い時間で、市の要求する計画の内容とか、果たして資産が合ってい
るかとか、どれだけの収入があり得るか、また、そのためには市場の動向も見
なければいけないサイクルでありますし、あと、経費の状況だとか、そういう
ものを我々のような小さな会社で十二分にできるのか、と。当然また、そうい
うことをしなければいけないわけですがけれども、そういう問題も出てきますね。

光多 これについて非常に興味深いと思いますのは、日本では第三セクター
の事業の赤字について、議会が正式な債務負担行為の議決をしているわけでは
なくて、株主ということで赤字が出た場合の債務のリスクを議会が負うという
ケースがあって、これが「隠れたる財政赤字」ということでネーションワイド
の問題になっているわけです。したがってこういう形できちんとやるというの

は、私は日本でもこれから必要だと思いますね。

スフロン 私も、市議会、ひいてはその裏にあるパリ市民が計画について明確に見て、そして決定をするというのはいいことだと思います。ただ問題は、これが否決されたときにどうなるのだろうかというのが、まだ見えてこないというところに心配があるんです。

光多 その関係でいくと、2005年の前はSEMに利益が出た場合、関連のインフラ工事をする—例えば公園をつくるとか、そういう形で利益を還元していたというふうに私は思うんですね。こういう形になると、計画以上の利益が出た場合にはSEMはそこをどう処理していたのでしょうか。

スフロン 新しい場合でも、これは全く変わりません。つまり、利益については上にあげるわけですから、それをどういうふうにするかは市の問題です。

光多 市の問題というか、何かの形でそれを還元して、例えばSEMの利益として蓄積することはしないということですか。

スフロン はっきり言って、まだどうなるのかわかりません。しかし、実際にいま我々の収入というのは、非常に単純化すれば手数料だけなのです。で、年間400万ユーロの収入があります。それはZACなどの収支から入ってくるわけですが、例えばいまやっているZACパジョロというところは、ZACにおける赤字が、計画の変更などで1年間で600万ユーロになっているわけです。このように規模が全然違いますから、多少引当をすとか、内部保留すとかいうレベルの話ではないと思います。

光多 次にお伺いしたいのは、人の話です。私が前にスフロンさんにお会いしたときは、たしかリヨンの駅の再開発をやっておられて、その前は別のプロ

プロジェクトの再開発をやっておられた。そういうことでいくと、スフロンさんのように専門的な技術を持っておられて、SEMのいろんな仕事をずっとやってこられるという形の「SEMプロフェッショナル」がおられたと思うのですが、再開発とかこういうことについての「人」というのは、どの程度維持されているのでしょうか。

実は日本では、再開発関係のこういうプロフェッショナルがだんだん層が薄くなっているという実態があるわけです。これについてフランスはいかがでしょうか。

スフロン 普通、都市整備、基盤整備などで働く人たちは、もともと建築家ですとか、都市計画家ですとか、エンジニアとかが多い。あと、法学とか財務関係の勉強をしてきた人が若干入る。そういう感じだったんですけども、最近では幾つかの大学にマスターコースとして都市整備というのもできましたので、今日、例えば新人を採用する場合も、そういうところを出た人を採ってまして、それなりに総合的な学習ができていていると思います。

ただ、我々の関係する会などでも、もう少し改善していきたいというふうには思っているのですが、そういう意味では、フランスにおいては再開発のプロフェッショナルというのは十分に育てられていると思います。

光多 日本では、いま、公共団体に都市計画というセクションがだんだんなくなってきました。大学での都市計画というジャンルも少し細ってきた。まちづくりというほうにだんだん表現が変わってきているのですが、やはり都市計画、都市整備というジャンルの人たちが継続的にいて、本当の都市をどうやってつくっていくのかという形がどうしても必要だと私は思うんですね。

スフロン 公共団体で都市計画部がどんどん減っているというのはなぜでしょうか。それは自由主義経済などの影響なのか、それとも都市計画というものに対する興味が減ってきたのか。フランスではむしろどんどん増える結構にあ

るんです。

光多 前に、フランスのパリ市の都市計画局長、確か女性だったと思いますが、日本に来られて、セーヌ川河畔の都市計画プロジェクトについて話をされたのですが、非常にうらやましいと思ったんです。日本の場合は、都市をマスタープランでつくっていくという考え方にやや自信がなくなっている面があります。個々の細かなまちづくりを積み上げていって、そこで一つの都市が結果的にできてくるというふうな雰囲気があって、私も必ずしも賛成しているわけではありませんが、そこは非常に残念だと思います。

もう一つ、日本では再開発のプロフェッショナル、これが日本では非常に蓄積があったのですが、いま日本では再開発というスキームが下火になっていますので、そういう人たちの蓄積がだんだん浅くなっているという面があります。

スフロン いま、再開発自体が下火と言われましたけれども、東京を見るとどんどん新しい高層ビルが建っています。いまでも再開発が続いているのではないのでしょうか。パリでも、さらに再々開発ということを考えているわけですけどね。しかも、こういうように既に市街地になっているところについても一度開発する場合には、市町村の役割、地方公共団体の役割というのはより重要になってくるのであって、これからむしろ役割が増えるというのはわかるんですけれども。

光多 私は、全くスフロンさんの意見に賛成です。したがって先ほど私が非常に残念だと申し上げたように、スフロンさんがリヨン駅でやっておられたような、そこに住んでいる人たちのいろんな権利とか生活を調整して、そこで新しく開発していく(redevelopment)ということが必要だと思います。その蓄積がだんだん減っていつているのが実態です。もし時間があればいくつかの地域を見ていただくと、日本の再開発の技術の蓄積が少し下がっているなというのはおわかりいただけだと思います。

スフロン 私はいままでお話を聞きまして、2つ、気づいた点があります。

まず1つ目は、フランスと日本では都市計画などの一種の文化的な違いというのがあると思います。フランスにおきましては、都市計画は地方公共団体がやるのだということが身についています。10年後、20年後の市の姿を民間に任せるといことは考えられない。だから、都市計画をつくるのは地方公共団体がやるのが当たり前だという発想があります。

それから、収用とか、土地を開放するということについては、これは文化の問題ではなくて、フランスにおいては一般利益を個人利益に優先するという大原則がありまして、そういう法体系がすべてできている。収用の政策があり、それに対してちゃんと賠償がなされ、その賠償金を最終的には国が国有地などを含め管理している。そこの評価でしっかり決まりますし、その賠償のための係争がある場合、収用裁判所というか、そういうものもちゃんとできているということで、法制度ができている。フランスにおいては、一般利益の前に一人の人が私益を振りかざすというのはちょっと考えられません。

光多 日本は、個人の権利関係を定めた民法はフランスの民法をベースとしてつくったのですが、土地の権利関係における社会性というところはちょっと抜けていたのかもしれないね。

フランスではZACを指定する。そうすると、その土地の性格が一変すると思うんです。そこが大きいんですよ。日本の場合、都市計画決定をしても、それでその権利がほかの地域と違ったものになるという形にはなかなかないものですから、そこが一番大きいんです。やはりZACの存在でしょうね。

スフロン 確かにそのとおりで、ZACができ、それが少しだらだらと延びることはありますけれども基本的にZACができたということで、その中に入る人たちはここを出ていかなければいけないし、それに対してそれなりの賠償は得られるだろうという意識を持ちます。

光多 次の質問をお伺いしたいと思います。例えばSEMAESTというのは、名前から言っても地域SEMだというふうに理解していいかと思いますが、ある特定の地域全体についていろいろな分野をやるSEMがある。もう一つは、個々のプロジェクトを実行するSEMがあると。この辺の関係はどういうふうになっていますか。

スフロン やっていることが違うということがあると思います。

光多 なるほど。例えば先ほどの4つの分野については、パリの東部地域はSEMAESTがやるけれども、4つのジャンルでないところについては個々のSEMがつくられてやるということでしょうか。確かパリには50~60のSEMがありますよね。面的な形でカバーするSEMと、個々のプロジェクトのSEMがあるというふうに私は理解しているのですが。

スフロン (紙に書いて説明) 大体20ぐらいありますけれども、現在、地域的には4つのSEMがあります。パリの北部を中心にやっているSEMAVIPというのと、SEMAESTはたまたま東だし、いずれにしてもSEMAVIPとSEMAESTがここにあって、それからSEMAPA、これがセーヌ川のところをやったり。それからSEMEA15、これは例のニッコーホテルだとか、あっちほうをやったもの。

いま、この4つがあるのですが、パリ市としてはこれを最終的に2つにするという計画があります。我々としてはあまり賛成ではないのですが、この北半分のやつ、SEMAVIPとSEMAPAだけにするとか、こういうものです。

この場合には、我々がいま幾つかやっている中の、経済発展専門SEMになり、その場合には、こういう彼らのやっているゾーンに対する商業の再生とかの仕事我々がするというような形になります。

光多 それはパリ全域の？

スフロン パリ全域です。そういう提案もあります。

光多 地域割というのとジャンル別の縦割りと、いま、いろんな動きがあるわけですね。

スフロン そうです。

光多 そうすると具体的な話で、レ・アールはどのような形でこれから進めていくのですか。私が最初にフランスのSEMの話聞きに行ったのは1991年だと思います。そのときレ・アールは非常にフレッシュだったんですね。この前行ったら、何回も見ているせいかもしれませんが、少し古くなったなという感じでした。それからこの15街区、フロン・ド・セーヌの跡地、これについても当時からするとやや陳腐化したなという感じがしました。この辺はこれからどういうふうに……。

スフロン レ・アールについては正直なところ、専門家から、あれは失敗だったのではないかという声が出ています。特に緑地の扱いとパブリックの人の動きについて、ちょっと配慮が足りないのではないかと。まあ、私は個人的には失敗だとまでは言えないと思いますけれども、いずれにしろパリ市はこれを再々開発するためのコンペをしまして、1年くらい前に非常に大きな話題を呼びました。

結局、4つある案の中から、パリ市長としては一番無難な、ダヴィッド・マンジャンという人の案を選んだわけです。

光多 緑地というのは隣の緑地ですね、地下じゃなくて。

スフロン 地下プラス緑地。レ・アールの再開発は全部両方です。

光多 地べたのほうですね。

スフロン そうです。両方合わせたもので、公園と地下の部分。

SEMEA15につきましては、こういうふうになっているんです。事情を細かく言うと非常に長くなるのですが、人工地盤のところは全部SEMEA15の所有ということで残ったわけです。ところがそれに対して、これはどういう理由かよくわからないのですが、パリ市が整備費用を出さなかったのです。こういう公道とか、道路とか、緑地は、終わったらまた市に戻して市の所有になるのが普通なのですが、この人工地盤だけはSEMEA15のものだったんですね。

ですから、かなり状況が悪くなっている。それから、ここの商店街がもうめちゃくちゃで、閉店で本当にひどい状態、カタストロフィックなんですね。そこでSEMEA15としては、ここにある商店街の反対側にある、ここの商店を管理している民間ディベロッパーに、ここを売却して一回開発させる――ここを公有地から私有地にして、売却する。そのおカネでここをもう一回ちゃんと整備し直そうと。こういう計画をつくったんですけれども、それに対していろいろ議論が起きております。

光多 でも、一応これは特定の人案が採用されて、決まりと聞きましたが。

スフロン これについては、公聴会だとかいろいろオープンになって、いろんな意見も受けました。これは賛否両論ということです。ところが、残念なのは、15区の区長というのは右派なんです。この高層ビルのほうの15区の区長は右派ですし、SEMEA15のいまの社長はパリ市の助役ですから、社会党（左派）なんですね。それで、これを政治的に15区の区長が利用して、ここにパリ市は建築許可を出したんです、そこまで行ったんですけれども、いま、この建築許可に対して異議申立、訴訟が行われています。計画自体は決して悪くない計画なんですけどね。

光多 でも、いかにもフランスらしいですね（笑）。

それで、15街区はSEM15がやり、レ・アールはSEMAESTがやるのでしょうか？

広岡 私が聞いたところでは、ここをもともとやっていたSEM PARIS-CENTREという、幾つかの住宅などを管理するという形で細々と残っていたSEMがあって、それをもう一回再生させて、そこがやるということでやってきたんですけれども、この決定において、取締役会会長（これは議員ですけれども）、それとCEOが両方とも市長の案に反対して、もう一人のコールハースという人のほうがいいということメディアに言っちゃった。それで市長の逆鱗に触れまして、2人とも罷免されて、この会社はつぶされてSEMEA15に吸収されるということになりそうだということ聞いたことがあります。

光多 レ・アールはSEMAESTがやるんですか。

スフロン いや、SEMEA15が結局ここをやることになると思います。

光多 どっちにしろフロン・ド・セーヌとレ・アールは、パリの再開発としては、私たちはパリに行ったときにいつもそこを訪れますので、ぜひそこはよりいい形にしていきたいと思います。

スフロン それは確かに70年代の開発の一つの代表的な例ではありますがけれども、あくまでもその時代のものであって、現在では、この形のレ・アールにしても、特にフロン・ド・セーヌにしても、議員もパリの市民もこれは拒否するということになっています。ですから、東京や大阪などのように高層ビルをつくるというのは想像もできません。

ドラノエ市長は、とはいえ土地がないわけですから、産業活動を発達させるために、高層ビルを郊外のすぐ近く、周縁部ーその辺ではスカイラインも関

係ないし、周りにはそういうようなものが建っている、そこに建てようとしたにもかかわらず非常に強い反対に遇っているという状況があります。ですから、このような人工地盤をつくって、クルマと人を分ける、それで高層ビルをつくるという計画はもう昔のものになってきています。

光多 パリ市の都市計画局長の方に、セーヌ川の開発を日本でお話を聞いたときに、やはり人は8階以上には住まないとおっしゃっていました。これは東京を少し見ていただきたいのですが、高層ビルで40階、50階に人が住むというプロジェクトがあります。私はそういうところに住むと非常に精神が不安定になりますから嫌ですけども、都市の形としても、特にマンションの高いところに人が住むというのは、どう考えるのでしょうかね。

スフロン パリ市の都市計画局長というのは、カトリーヌ・バルベさんですか？

光多 たぶんそうです。サンジェルマンの近くの再開発ですね。

スフロン 確かにパリの人の意識としては、パリというのはオスマン式の高さの街がパリだという意識があると思います。だから道路に面していて6階～8階くらいの建物が連なっています。高層ビルの中に私の親戚も住んでいました、まあ、それはそれなりにいいと言っていますけれども、パリの人の意識としてはそういう意識が定着していると言えるとは思いますがね。

光多 高層といっても8階ぐらいですよ。

スフロン そうですね。

光多 もう一つ、ラヴィレットはSEMの仕事ですか。

スフロン あれは国の仕事です。

光多 プロジェクトとしての最近の評価はどうか。

スフロン 基本的にこの北地区というのは、パリの中でももともとあまりよくない地域になっていて、荒廃もしているところでもあります。そこに博物館と、特に非常にきれいな緑地ができて、野外映画会とかいろんなのがあって、私も行きますけれども、非常に違うイメージを与えた。そういう意味では非常に成功したものではあると思いますが、ただ、それで十分ではなくて、いま、まさにこのSEMAVIPが、この横の200ヘクタールの地区の再開発計画があります。ここは既に家が建っているところです。

光多 200ヘクタールですか。大きいですね。

スフロン ですから、これだけでは十分ではなくて、ここもそれ以上に開発する計画がある。ついでに言いますと、G P R U、都市再生大プロジェクトということで、ちょうどこの周辺部のところ、ペリフェリックスのところ、あの辺に11の地区を指定しているのですが、我々もここで、バンセンヌとか、3つやるんですけども、ここはSEMAVIPがそのうちの1つとしてやっています。大体、パリ市の10%ぐらいの面積に当たるところです。

光多 そういう点でいくと、パリはいつも動いているんですね。

スフロン まあ、これからまだ20年くらいかかる計画ですし、いわゆるオスマンのパリの6～8階建ての地区とするのか、もうちょっと大胆なものにするのかというのが考えられているところです。いま、これで既にかなり進んでいるところは、基本的に旧来のパリの性格を残したものにしてあります。

光多 最後の質問ですが、先月パリを訪問して、フランスのPPPについていろいろお話を聞きました。イギリスもその考え方ですし、日本も実はそういう考え方で、いままで行政または第三セクターがやった仕事をなるべくプライベートセクターにやらせましょうという方向になっています。そのところは一つの契約で民間に移しましょうという形の動きがあって、実は日本でも、いま、第三セクターのレーゾンデテールは何かというのが随分議論されているわけです。ある面でいくとやや中途半端な面もあるので、いっそのこと行政から民間に、しかもそこは契約関係で移していきましようという形の議論なり、具体的な動きがたくさんあります。

フランスでもPPPというのがありますから、恐らく同じ動きだと思いますが、いまのPPPの動きとの関係でいくと、SEMはこれからどういう役割を果たしていくのかということについてお伺いしたいと思います。

スフロン まず、フランスにおけるPPPはあくまでも特定の公共施設をつくるものであって、病院であったり、高速道路であったり、刑務所であったりします。ですから、道路みたいに幾つかネットワークつきになることもありませんけれども、あくまでもそういう特定の施設をつくるものですから、ある整備地域をPPPでやるということは不可能です。

私は昨年バーミンガムに行きましたが、完全に民間によってある地域を開発して、その入り口には柵もできていて、ちゃんとした服装でないと入れないような、そういう公共公園であるものが実は民間であったり、そういうことはフランスではちょっと考えられない。いま、私も入っている会があるんですけども、公共と省と民間人も全部入って、官民協力をいかにしていくかということを考えてはいます。

ただ、先ほど言いましたように2005年の法改正によって、民間とのコンペがなければいけないーコンペというか、これはヨーロッパの指令に基づいて、民間にも整備が開放されなければいけないということになりました。ですから、いままでのようにSEMにやらせるということはもうできなくなったわけです。

だから場所によっては、今後、特にそういうのが発達している国のディベロッパーだとか、国内でも資金力のある大きな会社がありますから、そういうところに任せるといった形式も出てくると思います。

光多 実は日本で、第三セクターについて「競争原理が働かないのではないか」という批判が非常に強いわけです。そういう点でいきますと、いまのSEMの中に、民間にも開放してその中である程度の競争原理を働かせようというふうな考えでしょうか。

例えばイギリスでSEMに近い組織として、Wider Market Initiativeの中で、官民協力会社があるわけですね。そこについては、民間の出資者についてはコンペに出して競わせるということをやっているわけです。そうすると、そういう形も含めて、SEMの中に競争原理を働かせていこうという動きがあると考えてよろしいのでしょうか。

スフロン その点についてははっきりしておきたいのですが、これは別にフランスがやりたかったわけではなくて、フランスは全員反対なんですね。

光多 2005年法ですか。

スフロン そうです。フランスはこの法律には全員反対だったのであって、フランスではこんなことをやる必要はないんです。SEMというのは簡単で、SEMがちゃんと仕事をしなければそのSEMは閉める（なくす）、ちゃんと仕事をやればそれはうまくいくのである、こういうふうになっているわけです。例えばブローニュ・ビヤンクールも、SEMが12～13年前にあまりうまくいかなくて、仕事ぶりがよくなって、それは市が閉めて、直轄でその事業を継承しています。

そういうふうになっていて、フランスでは、いまの整備SEMのやり方に満足しているわけです。けども、ヨーロッパの指令があるから仕方なしに、政

府も、SEMの協会も、市町村会も、村長会も、全員が反対したんですけれども、これは仕方ないのでつくったということです。

光多 この2005年法というのは具体的に何という法律ですか。

スフロン 法律のことはよく知らないんですけれども……。法律全体の名前はよくわからないのですが、恐らく2005年7月30日法だと思います。そこで、「整備計画」というのがこの法律の中でつくられたのです。だから恐らくこの法律自体、もっといろんなことがたくさん書いてあるはずですよ。

光多 たぶん民間開放みたいなものも入っているということですね。

スフロン そんなやつだと思います。探せばすぐ見つかりますけれども。

光多 日本の第三セクターはまだまだ歴史が浅いです。フランスのSEMは100年以上の歴史を持っているので、我々も引き続きフランスのSEMのことについて勉強していきたいと思っています。

以前、1992年頃でしたか、フランスのSEMの機関誌に私は、「日本の第三セクターについて」というので論文を書いたことがあります。たしか「日出る国のSEM」とかいう表題だったと思いますが、そういうことでいくと、日本のSEM、第三セクターというのは、いま、地合が悪い……。どういうふうに言っているのかわかりませんが、いろんな不良債権が出てきたし、むしろいっそのこと民間に全部任せてしまえというような話もあるし、“SEM犯罪論”が非常に多いんですね。

私は依然として、日本では公共と民間（官民）が協力してプロジェクトをやっていくことは必要だと思っていますので、今後ともまた、フランスへ行ったときにいろいろな形で教えていただきたいと思います。

スフロン フランスへ来られたらば、私のところもそうですし、省庁と公団と整備SEMの団体もありますし、いろいろご紹介もできると思います。

光多 今日お話をお伺いして、日本では官、特に官の中の都市計画のセクションがいま非常に自信をなくしている。官は官としての役割をきちっとやらなければいけなくて、もう少しスフロンさんに日本の官を元気づけていただくとありがたいですね。

スフロン 昨日もそうですし、特に今日のお話の中で、日本についての新しいビジョンもだいぶ見えてきまして、パリのことについてももう少し別の観点からも紹介していけるのではないかと思います。

光多 どうもありがとうございました。(了)

フランスの混合経済会社（SEM）
の最近の動向

2005年5月

Pacifica-PSK 広岡裕児

序

本稿ではフランスの混合経済会社（SEM）の現状と近年の動向および公共事業の民間開放と SEM の関係を報告する。なお、混合経済会社（SEM）には高速道路会社のように国が主体の会社も含まれるが、本報告では、地方公共団体が主体のもの *Société d'Economie Mixte Locale* (SEML 地方混合経済会社) だけを対象とする。本文中で SEM と表記したものはすべて SEML である。

I. SEM の現状

1. SEML 地方混合経済会社 の制度

現在の SEM は、地方混合経済会社に関する 1983 年 7 月 7 日の 83-597 号法を基礎としている。(同法は、2000 年 4 月 7 日に地方公共団体総法典の修正として組み入れられ L1521-1 から L1525-3 および L1615-11, L2542-28 となった)

2002 年 1 月 2 日の地方混合経済会社の近代化に関する 2002-1 号法により若干の修正がおこなわれた(後述 I-2 参照)。このほか SEM は通常の株式会社であるからそれに関する法規改正も遵守する。

SEM は私法(*droit privé*、一般法 *droit commun*) に基づく通常の株式会社である。資本は 50% 超 85% 以下を地方公共団体が所有(15% 以上 50% 未満は公共的団体及民間を含めた地方公共団体以外の出資者) する。(1)

会社組織は通常の株式会社と同様に取締役会形式と執行部 (*directoire*) ・監査役形式がある。ただし、取締役または監査役は原則として 3 人から 12 人(例外的に 18 人まで可能) で、必ず現職の議員でなければならない。

一般に取締役会形式の株式会社のトップは *Président Directeur Général* (PDG 通常代表取締役社長または代表取締役会長) で、株主代表で構成される取締役会会長

(*Président*) と最高経営責任者または最高執行責任者 (*Directeur Général*) の 2 面がある。SEM においては、通常、議員が就任する PDG は実質上取締役会会長 (*Président*) のみの役割を担っており、実際の経営は議員や公務員ではない実務家が就任する

Directeur Général がおこなっている。2001 年 5 月 15 日の新経済調整に関する 2001-420 号法は一般的に株式会社における取締役会会長 (*Président*) と最高経営責任者・最高執行責任者 (*Directeur Général*) の権力の分離を原則としたが、SEM では従来からこの形式でおこなわれていたことになる。すなわち、SEM は、株主としての公共主体の発言権は大きい、経営はまったくの民営であるという特徴がある。この点は重要である。

2. 2002年1月2日の地方混合経済会社の近代化に関する2002-1号法

本法は、地方分権化後約20年間のSEMの経験から明らかになったさまざまな不都合や法制上の不備などを補うものである。

要点は次のとおり。(地方公共団体総法典の改正の部分は該当条項番号を併記)

①地方公共団体の最高出資比率を従来の80から85%に引きあげる。(第1条,L1522-2)
②外国の地方公共団体は、EU加盟国は無条件で、非加盟国は2国間協定があるとき出資できる。(第1条)

③次の条件下での当座勘定拠出⁽²⁾の許可(第2条 L1522-4,L1522-5)

・性質、目的、期間、金額、返済条件、必要に応じて利息や増資の条件を明記した協定を締結する。

・期間は2年以内。2年を越える時点で返済または株式に転換する。ただし株式に転換する場合地方公共団体の出資比率限度である85%を越えてはならない。

・拠出が残っている間は新規の拠出はできない。

・金額は地方自治体の経常費用の実際の収入の5%以内。

・SEMの自己資金が資本金の50%を割った場合には拠出はできない。

・拠出に関して当該議会の承認を要する。

④地方公共団体は、地域の経済振興および公共サービスの運営管理に関連した一般利益の事業に対して補助金や前貸金を拠出できる。(第3条 L1523.7) (3)

⑤地方公共団体の資産となる公共施設建設のための費用を付加価値税補填基金の対象にできる。(第4条 L1615-11) (4)

⑥取締役は就任時70歳、取締役会会長は就任時65歳の年齢上限設定。(第5条 L1524-5) (5)

⑦地方公共団体のサービスの受託者やそれに利害関係がある議員は取締役になれない。ただし、サービス受託者や利害関係者が参加した公共団体議会での議決は無効であるという地方公共団体総法典L2131-11条の規定については、SEMの取締役または監査役である議員は当該SEMについての議決に際してサービス受託者や利害関係者とはみなされない。(第5条 L1524-5)

⑧公共調達や公共サービスの民間委託に応募したSEMの取締役は調達委員会や公共サービス委託者決定委員会の委員にはなれない。(第5条 L1524-5)

⑨公共調達や公共サービスの民間委託の受注者の選定に際し、応募したSEMの実績は株主の実績で評価できる。(第6条 L1411-1) (6)

⑩整備協定に公共団体の出資金額・方法、技術検査、ファイナンス・会計監査の方法を明記する。(第7条 L1523-2)

⑪SEMの目的、資本構成、経営機関の構造の変更には当該公共団体議会の事前の議決を要する。(第8条 L1524-1)

⑫募集規定で特記されていない限り、SEMに出資する企業はSEMの入札に応募できる。(第9条)

⑬SEMの清算のとき資産は地方公共団体に帰属する。(第12条 L1523-4)

3. 現況

1) 会社数、出資者等(7)

(1)会社数：1158 (2004年現在)

1999年7月12日の市町村間協力の強化と簡素化に関する第99-586号法にもとづく市町村連合の増加によるSEM間での合併と、住宅のSEMの集中化により総数は前年に比べて微減した(-3.3%)。

40%が単一市町村、25%が複数の公共団体、34%が県や地方の単位で活動をおこなっている。

(2)資本金時価総額：240億ユーロ

出資者内訳

市町村 42.5%、市町村連合体 10.2%、県 9%、地方 2.5%、国及び公共機関 2.4%
他のSEM 1.2%、商工会議所等および職業団体 2.8%、社会住宅機関 2.3%、
CDCグループ 6.5%、そのほかの金融機関 6%、企業 11%、そのほか 8.5%

(3)直接雇用：65700

2) 活動分野(8)

Fédération des SEM (旧 FNSEM) は現在 SEM を次のカテゴリーに分類している。

①整備SEM (Société d'Aménagement)

②不動産SEM (Société de immobilière)

③サービスSEM (Société de Service)

整備SEMは、土地を購入または委任を受けて整備して売却することを目的とするもので、1990年代前半まで、FNSEM(当時)では都市整備と市街地再開発SEMと別個に分類していた。

不動産SEMは不動産を建設所有管理するもの。

サービスSEMは、公共施設または公共サービスの運営経営管理を行うものである。

2004年現在の実数は次のとおり。括弧内は1993年(9)

① 整備SEM：290、25% (464、39.42%)

直接雇用数：4400、事業投資年間総額：46億ユーロ。

② 不動産SEM：290、25% (311、26.42%)

直接雇用数：10100

525000戸管理、(2002年比 3000戸増) このうち78000戸が社会問題が集中し

ている敏感な地域(ZUS)にある。

③ サービス SEM : 578、50% (402、34.15%)

直接雇用数 : 51 200

内訳

- ・ 観光 30%
- ・ 交通・駐車場 16%
- ・ 地域経済開発（企業向けサービス、経済発展エージェントなど） 14%
- ・ 環境（ごみ処理など） 12%
- ・ ネットワーク型サービス（上下水道、エネルギーなど） 11 %
- ・ 文化（文化活動、文化施設）、スポーツ、レジャー16%

II. 最近の動向

1. 新分野への進出

1) 整備 SEM、不動産 SEM

整備 SEM や不動産 SEM においては、一般に新事業として老朽化住宅改善事業とのタイアップによる一棟単位の改善やごく狭い地区の活性化、企業向けの物件への関与などがあげられる。ここでは、積極的に地域の商店の閉鎖をくい止め地域生活を残そうとするパリの SEM の活動と、地域産業開発のため企業の需要にあわせた不動産物件を提供するヨンヌ県の SEM を紹介する。

〔事例1〕単一活動化する地区の改善

SEM AEST

2000年ごろから、パリ11区のパンクール地区では、商店が次々に閉店し、かわって洋服卸売商が入った。このため道路の渋滞などの問題が生じた。しかし、それ以上に問題視されたのは、産業が単一構造になってしまい地域住民の生活空間が維持できなくなったことである。パリ東部のほかの地区においても、商店がなくなってしまったフォンテーヌルロワ界限、洋服卸売りとセックス・ショップだけになっているサンドニ界限など同様の現象が観察された。

そこでパリ市は、パリの6つの地区において商業および近隣の経済活動の多様性の維持と拡大を推進し社会的なまとまりと地域の連帯を強化するため2003年12月の市議会決議にもとづいて SEMAEST と整備および経済開発に関する公共協定 (CPA Convention Public d'Aménagement) を締結した。この事業は、都市計画地域プラン (PLU) の中で扱われる総合的アプローチを推進する都市オペレーションとして位置づけられる。

SEMAEST は、店舗の所有権を購入し改善し賃貸する。9年の賃貸契約の途中で退居を希望する物件の残りの賃借権を購入して所有者の合意のもと又貸しをすることもある。

対象は 50 から 400 m²の面積の物件で、見える形で都市の活性化をするため道路に面した外から見える部分のみである。地上階、地上階+地下など。賃貸先は公共市場入札で区役所と協力して選定する。

物件購入は、DIA(10)のかかった地区は市の先買権を SEMEST が委任されてもっているため、DIA を市から移されて行使。そのほかは不動産仲介業者、転売業者、個人から直接購入もする。DIA とそのほかの割合は現在半々である。

2005年1月現在パリ11区で合計2800m²を管理している。

全体で15000m²を取得予定。(1年間50から80軒の店舗)。

財源確保のため、2005年にSEMAEST(CDC、金融機関、CCIなどが株主)は250万ユーロの増資をする。パリ市から3年間分割で前貸金として5000万ユーロをうける。この前貸金は2009年から2013年の間にSEMAESTは、入居者などに転売して返済する。さらに不足分は融資で賄う。

実施にあたって、市の商業・手工業・個人営業・工芸担当助役リーヌ・コーエン=ソラルを委員長とするパイロット委員会がオリエンテーションと進展の状況を定める。

関係する各区において、区長を長とする議員、住民代表、商人代表からなる地域的グループがSEMAESTと連携する。SEMAESTはまたパリ商工会議所、手工業会議所、職業団体、住民団体、商人団体と建物の一階に店舗を持っている市、社会住宅、ほかのSEMと協力する。現在この事業を行っているのはSEMAESTのみである。(11)





SEMAEST の介入でスーパーマー

ケット SHOPI は残った。

〔事例2〕企業の需要にあわせた産業用不動産の提供

SAEML Yonne Equipement

ヨンヌ県に企業誘致するために、ヨンヌ県の公民共同産業開発振興団体であるヨンヌ・デヴェロップマンが公共側で一方的に工業団地などを作ってしまうのではなく、企業側のニーズにあった施設を新築するため1995年6月に創立した。

銀行や不動産リースバック業者が商業用物件への融資を拒否したり関心を持たなかったりするのは主に2つの理由がある。

- ・ 経済的理由：潜在的な借主あるいは取得者である企業が賃料不払いのリスクがある。
- ・ 地理的理由：企業の経営は健全であっても、産業活動が活発ではない地域では、入居者が退居後空室のまま残ったり売却できなかつたりするリスクがある。

ヨンヌ県はほとんどの地域が後者にあてはまる。ヨンヌ・エキップマンは後者のケースのみを対象とする。そして、市場の相場の賃料と中古不動産市場の相場価格での売却をめざす。

投資決定は2段階でとられる。

- ・ SEMの金融パートナーで構成される投資委員会で賃貸希望企業の案件を一つ一つ検討し意見具申する。とくに長期にわたる賃料支払能力に注目する。
- ・ SEMの取締役会が投資委員会の意見をもとに投資を決定する。

ファイナンス計画は大まかに次のとおりである

- ・ SEMの自己資金調達・・・・・・・・・・10%
- ・ 補助金(地方および県の産業不動産補助)・・・25%
- ・ 銀行融資・・・・・・・・・・65%

SEMとしてひとつのプロジェクトにつき自己資金調達分10%と賃料不払いの場合のセキュリティとして10%の合計20%の財力が必要である。よって、事業全体の規模はSEMがどれだけこの準備をできるかできまる。

工事の開始の前に将来の借主と結ばれる賃貸仮契約においては、仕様書に追加されることはすべて将来の借主の負担であると規定する。賃貸契約には6ヶ月分の賃料の保証金と、入居者が建物を取得する場合以外の賃貸契約満期以前の退居違約金が規定される。

賃料は銀行融資の返済分、自己資金の部分を同じ条件で融資を受けたと仮定して計算した分、建築費の1%の会社の運営費用の3つを加算して算出する。

建築費はヨンヌ・エキップマン、建築家、建物の建築される地区の市町村長、将来の借主である企業の社長を委員とする入札(公募)委員会によって監督フォローされる。

ヨンヌ・エキップマンは従業員ゼロで、独自の事務所もないので、固定費は会計士と会計監査人の介入費用だけである。不動産プロジェクトに関連した直接費(施行者、現場のフォロー)は各プロジェクトの予算に計上される。(12)





2) サービス SEM

現況で見たとおりサービスSEMが大きく増加しているが、絶対数と同時に新しい業種への進出がめだつ。

サービスSEMはかつて経営SEMと分類され、業種は「都市交通、屠殺場、魚の養殖、役所関連用コンピューター・ソフト開発、ゴルフ場、都市暖房、スキーリフト、マリナー、サッカーチーム等」(13)で業種数も10あまりであった。しかし現在では30種以上の業種を数える。(14)

①経済的性格を持った施設やサービスの運営管理

-経済開発、-卸売市場、-食肉処理場

②観光施設とサービス

-見本市会場、-宿泊施設、-キャンプ場、-マリナー、-スキーリフト、-観光振興推進活動、-温泉鉱泉療養、-テーマパーク、

③レジャー・スポーツ施設とサービス

-レジャー公園、-競技場、-ゴルフ場、-プロスポーツチーム（サッカー、バスケット、バレーボール）

④文化施設とサービス

-文化遺産と関連テーマパーク、-文化センター、-映画館、劇場、オペラ劇場

⑤公共施設とサービス

⑥交通関係

-駐車場、-都市交通および都市間交通、-航空輸送および空港管理

⑦ネットワーク型

-エネルギー供給（ガス、電気）、都市暖房、-上下水道、-光ケーブル、テレビ、-情報コミュニケーション新技術

⑧都市サービス

-葬儀社、-ごみ処理:収集・分別・処理

⑨集団向けおよび社会サービス

-給食・職員食堂、-老人ホームや健康の家（私立病院）管理、-社会活動:失業者や移民などの社会復帰・同化

ここでは、特に地域密着型の人口 125 人の村が中心となった簡易水力発電所と、パリ郊外の複合サービスの SEM を紹介する。

〔事例 3〕簡易水力発電所

SEM GAZOST

ピレネ山脈のガズスト村（40.6 km²、人口 125 人）で清潔で「再生可能な」地域向けの発電（年 1000 万 kWh）をおこなう、自然環境の中で整備を溶け込ませる（CO₂ の 1 万トン分減少）、村に価値ある資産を作る、現代的革新的な技術の実施（タービン、機材、遠隔管理、上水道）の 4 つの目標を達成すべく簡易水力発電所を建設した。実現にあたってはすでにダム建設を調査研究しこの地域を良く知っているタルブの設計事務所 ELEMENT 社が計画を立案し 1988 年 7 月 29 日プレフェ（国の代理）から許可が出た。4 ヶ月後ガズスト村を主な株主とする SEM ガズストが作られた。

1991 年 EU 委員会（エネルギー局 DGXVII）のエネルギーの合理的利用と再生可能なエネルギーの価値付けのための THERMIE プログラムに選抜され 1991 年 8 月 6 日にヨーロッパ委員会と協定を結んだ。補助金は 8 年間分割で 171000 ユーロである。

1990 年からクレディ・リヨネが投資の形で（2 億 4500 万ユーロ、エンジニアリングと土地取得費込み）で事業をファイナンスした。1991 年から 1993 年にかけて建設、1993 年 10 月 21 日操業開始。

1997 年 12 月 30 日に銀行と SEM との間で資金強化の協定を結んだ。

簡易式にしたのは発展途上国への輸出などをめざしたのだが、当初予想していなかった個人からの問い合わせもある。

・施設概要

流量：1 時間 2400 リットル

落差：139m

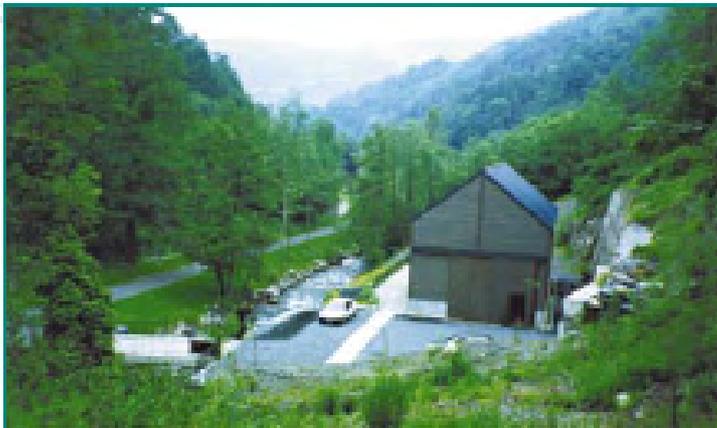
発電量：3000kW

供給最大電力：2200kW

地下埋設水路：長さ 820m

地下埋設強化流水水路：500m

発電所：木造で 3 機のタービンと電気機器を置く (15)



〔事例4〕複合サービス

SEMGEST

1988年にヴィルジュイフ市（パリ郊外ヴァルドマルヌ県）でエシュイエール会館と200人収容の公民館の管理運営SEMとして設立された。その後、給食、イベント企画など業種を増やしていった。

- ・エシュイエール会館には8つの広間と1100㎡の大会議室があり、収容人員1700名。
- ・給食。学校給食（年間60万食）、企業食堂（年間6万食）、高齢者障害者（年間2万食）、ケータリング。給食について地方公共団体向けの栄養、衛生、ISO認証取得などのコンサルタント。
- ・イベント企画制作、造形美術展、ジャズ・コンサート、「VOLCANS 2003」（火山をテーマにした催事）など。サービスや催事の分析評価。実施コンサルティング。(16)

2. コーディネーター・シンクタンクとしての役割

新規の分野への参入ではないが、従来の地方公共団体の効率的なアウトソーシングの道具という役割から、逆に公共と民間とのインターフェイスとしての経験を生かした政策や計画立案のアドバイザーやコーディネーターになるケースが増えている。

この大きな理由として次の2点があげられる。

①新しい都市計画を定めたSRU（都市再生連帯）法でより広い視野での都市整備が義務付けられた。そのためには官民を問わずさまざまな関係者との共同作業・協調が必要である。まさにSEMはその役割を担ってきた。SEMは社会、文化、交通など総合的都市計画の要素をとりいれたエンジニアリングを出来る立場にある。とくに整備SEMや不動産SEMは地域整備と住宅によって不平等の是正やソーシャルミックスをおこなう最適の位置にいる。

②市町村連合の推進。SEMは市町村連合を横断的にカバーする主体であり、技術的経験も深い。SEMはもともと各市町村の協議の場であり協力の場である。

〔事例5〕 SEMCODA

ブル・アン・ブレスにあり、5つの県310の市町村にまたがって活動している。市町村に住宅、警察、学校、市役所などの建設から都市整備、設計、社会資産の管理、販売まで。ブレスの小さな市町村で宿泊施設の維持をした。国境地帯のGEXの問題はSEMの介入を必要とした。(17)

〔事例6〕 SEMOISE

オワーズ県内で整備のほか次のような活動を担っている。

- ・ 経済開発の促進のためのファイルの管理。
- ・ 県と地方の雇用政策に従って補助金指令書の準備。
- ・ 県のために産業や施設の研究調査「大容量通信網の現状」「研究施設の現状」など
- ・ オワーズ県内のレジャー用不動産ファイル管理。
- ・ ZACの組み立て。
- ・ SRU法の説明集会の開催(18)

〔事例7〕 GUILTOUR

オートアルプ県のギレストワ・ケイラス地区の観光開発のため1995年に設立された。公共および民間の関係者をコーディネートして、営業政策の立案、各関係者のイメージ戦略、観光案内所に集約したデータベースの構築などをおこなっている。(19)

3. 背景

近年このような動きが出ているのは、SEM自体の変化というよりも社会状況の変化だといえよう。それには「民」の質の変化と「官」の変化の2面がある。

(1)「民」の質の変化

急激に増えているサービスSEMの業種を見ると民間でも十分に行えそうなものが多数ある。にもかかわらずSEMが行っているのは政治的な理由による「フランスの例外」ではなく、実際にこのような分野において民間が撤退してしまったために空白地帯が生じているという現実があるからである。

こういった分野は

- ・事業採算はとれても株主利益が低い
- ・環境問題などにより、会社が必ずしももっとも経済効率の良いものを選択できず株主利益が減少する

と言う特徴がある。短期的に高リターンを求める株主の性向の変化によってこのような事業は切り捨てられ空白が多くなる。

SEMAESTについてみれば、自由経済そのものの欠陥の補完である。すなわちレッセフェールに任せておけば単一産業になり、町が死んでしまう。ソーシャルミックスも行われず社会問題が生じる。

ヨヌ・エキップメントの場合、企業経営者が不動産投資をせず賃貸とし、研究開発や設備投資に金を回すという経営方法の変化も一因である。この経営方法にマッチした形で不動産証券化や機関投資家が増えているが、それらはパリと周辺および地方都市の一等地にしか投資しないので、ここでも民間イニシアチブの欠如がある。

SEMはその地区の公共の利益に適い、地域住民の必要を満たす「公共性を持ち、民間との競争の自由を侵さず、民間のイニシアチブではカバーできない事業範囲」のみ行うことができる。SEMはあくまでもこの範囲を守っている。この範囲そのものが拡大しているのである。ただし、公営とは異なりSEMは、市場経済原則の範囲内にあるのであって、けっして採算性のない事業を行っているのではない。SEMはあくまでも通常の株式会社であり、この点においては民間会社とかわりはない。しかし、公共の株主が利益を長期的にとらえているという違いがある。そこから市場経済の欠陥を補完する役割を果たしている。

(2)官の側の変化

フランスの中央官庁においては60年代から行政が横断型に変化してきている。その方法として行政内部の縦割りを急激に変化させるのではなく、縦割り組織の横にエキスパートの「担当責任者」をつくってその者が横断的に調整・実施するという手法がとられた。(同時に縦割り組織をスリム化する。)

83年の地方分権化により中央の権限がかなり地方に委譲された。そこにあつてとくに整備SEMはその担当分野において「担当責任者」の役割を担った。経済産業面でも地方の重要性がますます高まっているが、柔軟性を持って対応できるSEMの重要性が高まっている。

III. 公共事業の民間開放における SEM

1. 公共事業公共サービスの民間開放の種類

1) 概要

ファイナンス面も含めて総合的な公共事業を民間に委託する方式としては公民パートナーシップ (PPP)、公共サービスの民間委託 (DSP) の 2 種がある。

おおまかにいって公民パートナーシップ (PPP) は英国の公共支払い型 PFI、公共サービスの民間委託 (DSP) は受益者支払い型 PFI に相当する。

公共サービスの民間委託 (DSP) は 19 世紀以来盛んにおこなわれている。そのうち受託者がファイナンス面のリスクを負うものとしては施設の建設から管理運営・サービスまでおこなうコンセッション、既存施設のサービスを運営するアフェルマージュがある。

公民パートナーシップ (PPP) は 2004 年に設立された。だが、この方式がいままで存在しなかったわけではない。公共サービスの民間委託 (DSP) のうちコンセッションを汎用したり、行政租借権と一時占有許可を組み合わせたり公共工事企業市場調達 (METP) を汎用したりして実行されていた。しかし、コンセッションの汎用については主に法理的理由から、METP の汎用については組織だった汚職問題の発生を契機として、ともに行政裁判所によって禁止された。そこで法制度として再整備したものである。

2) PPP と DSP の違い

PPP は公共サービスに付随するものの建設管理をする。DSP は法規で委託禁止されているサービス (レガリアンのサービス) 以外の公共サービスやそれに準じたサービスそのものをおこなう。

たとえば公立学校の場合、授業はレガリアンのサービスであるから PPP も DSP もできない。給食はレガリアンのサービスではなくかつ受益者負担性があるから DSP で民間委託することは可能であり、実際に広くおこなわれている。施設の建設・施設の管理は公共支払いであるから DSP でせず公共調達の枠で建設、管理と分割発注するか PPP によっておこなう。なお給食は公共サービスではなくそれに準ずるものだから PPP で建物の建設・施設の管理・給食を一括した契約も発注できる。ただし、2004 年の PPP 制定に先行して特別法によっておこなわれた刑務所の例では施設の建設と管理は PPP、給食は DSP で行っている。

都市の路面電車の場合、受益者支払い型公共サービスであるから DSP でファイナンス・設計・建設・管理運営一貫した契約が可能である。しかし、PPP は公共サービスそのものは出来ないから上下分割してインフラの建設整備管理のみしか出来ない。

PPP は実際には俗に言う「ハコ物 PFI」として利用されるであろう。

3)PPP、DSP と SEM

SEM は PPP にはほとんど関与していない。Fédération des SEM (旧 FNSEM)は「PPP はスケールメリットのある巨大資本力を持った大会社に向けたもので、SEM には適さない。また SEM 自体が建設や管理に特化している。よって、SEM が受託者となるケースはほとんどないものと思われる。ただし、公共側のアドバイザーとして関与することはありうる」と評価している。(20)

DSP に関しては、逆に、公共サービスに入る SEM の事業はすべてこの契約でおこなわれている。

EU 決定によって公共サービス部門の透明性・平等性の保証が義務づけられたため、受託者選定においてすでに経験豊富な企業と実績の少ないあるいは設立中の SEM とが同じ基準で競争せざるを得なくなった。そのために格差が生じ、とくに事業をおこなうために新たに設立した SEM が受注することは不可能になった。その是正するために 2002 年の法改正があった。

2. 契約型公民協力和制度型公民協力和

Fédération des SEM (旧 FNSEM)では、公民協力和においては PPP や DSP のほかに SEM もまたひとつのパターンであるとし、前者を契約型公民協力和、後者を制度型公民協力和と呼んでいる。さらにこれを次のように分類する。

①大企業を民間パートナーとする制度型公民協力和

あるプロジェクトに対して公益と民間の利益の合流を図ろうとするもの。上下水道やエネルギー分野の SEM に多い。

②ある地域の産業の状況のなかで地方公共団体と金融機関を結びつける地域制度型公民協力和

ある一定の地域に結びついた企業が具体的な事業受注を目的としてではなく、広くその地域の発展を求めるために SEM に出資するもの。これが SEM 中もっとも多い。典型的なのは観光振興の SEM。

③困難に陥った民間企業の救済のための制度型公民協力和

一般利益性のある企業が困難に陥ったときに SEM が救済する。法律上の義務から多数株主となる。

④公公協力和

CDC や商工会議所など公共機関に準じる機関とのパートナーシップ。整備 SEM に多い。戦後復興の中で住宅やインフラ整備のために CDC の子会社 SCET がイニシアチブをとって SEM が作られた。(21)

3. 経済分野におけるフランスの公共と民間の關係

SEMを考察する場合、フランスにおける経済の官と民の関係をしっかり把握しておかなければならない。

しばしば誤解されるが、フランスが混合経済になったのはフランス革命の影響ではない。フランス革命後の成果として「団結を禁止するル=シャプリエ法（1791）やギルド制の解体を命じたダラルド法（1791）の制定により、フランス国民は営業の自由を獲得することになった」（22）。革命によって生まれたのは逆にアンシャンレジームの王政の統制経済政策の反動の経済面における徹底的な官の介入の排除「レッセフェール、レッセパセ」であった。また「1807年の商法典と1867年7月24日の株式匿名会社に関する法は自由主義の飛躍をもたらした。これにより、国および地方公共団体は極めてまれな例外と民間活動の欠如があるとき以外には経済には一切介入しなかった。国家はほぼ重量の検査やゴマカシの検査など経済の取り締まりと税関など経済保護だけにしか介入しなかった」（23）

19世紀当時、政治的には絶対支配的な中央集権の国家主義であったが、経済において官業は国家行為に密接に関係する造幣、兵器産業、造船、火薬、タバコやマッチの専売、郵便ぐらいで一般経済における官業はなかった。鉄道などの産業インフラ整備はコンセッションでおこなわれた。フランスは官業と民業の競合はなかった。経済に官が介入しないというのが大原則であり、必然的に混合経済会社は存在しなかった

20世紀にはいって公共サービス思想とともに国家は法律によって権力の枠組みがはめられた存在に変わる。そして「国家は景気の変動を緩和し、基幹産業を支援し、厳しくなる労使関係を緩和し社会の一体性を守るために、生産と流通のために必要なインフラ整備（鉄道、道路、公共施設）や教育福祉経済の公益的サービス（水道、ガス電気、市町村サービス）をするためにだんだんと市場経済に介入する。（……）」（24）

しかしながら、このような公益的サービス事業はコンセッションなど民間委託でおこなわれた。

第1次大戦が契機になり、総合的なエネルギー政策実施のため、石炭、電力会社に対しても1919年以降次々と国や地方公共団体が参画した。1926年11月26、28日法政令（地方SEMの歴史の項参照）でSEMができ、国有化により混合経済になったのは第2次大戦後である。その場合でもつねに官業ははじめから民業と競争する使命があった。「民」よりも良くなければ官が行う存在理由はないのである。

注

(1) パリ市のR I V P (Régie Immobilière de La Ville de Paris : パリ市不動産公団) [事例]、やS A G I (Société de Gestion Immobilière de la Ville de Paris : パリ市不動産管理会社)、マルセイユのS O G I M A (Société de Gestion Immobilière de la Ville de Marseille : マルセイユ市不動産管理会社など1926年ポアンカレ法政令にもとづくSEMの一部に例外あり。(出典「フランスの混合経済会社 (SEM) について」光多長温、財団法人日本経済研究所1993年3月)

(2) apports en compte courant : 資金繰りのために社員が会社におこなう前貸金または貸付。資本金の一部とはなら

ず社員はいつでも返却を求められる。利子は任意でつけなくても良い。

(3)以前から純粋な民間会社の事業に対しては可能であったが、公共団体が自己の関連会社を不当に優遇するというこ
とで EU の不当競争の規定からできるかどうか不明であった部分を明瞭化し、民間と平等にした。

(4)地方公共団体は国税たる付加価値税 TVA から除外されているため民間会社と異なり還付が受けられない。そのた
め支払い分を国が同基金で補填する方式がとられている。民間ファイナンスなら還付がうけられ公共ファイナンスで
は受けられないという不公平の是正。

(5)商法 225-19 条と 225-70 条および 225-48 条準拠

(6)これにより設立中の SEM でも応募できるようにした。

(7)出典 <http://www.federationdessem.org/ecomix/poidseco.htm#sommaire>

(8)出典 <http://www.federationdessem.org/ecomix/poidseco.htm#sommaire>

(9)出典 Panorama de l'économie mixte 1993、FNSEM

(10)La déclaration d'intention d'aliéner (D.I.A.)譲渡意志届け

(12)出典 S E M A E S T 資料、質問に対する回答

(13)出典 SAEML Yonne Equipement 資料、質問に対する回答

(14) 出典 Panorama de l'économie mixte 1993、FNSEM

(15)出典 SEM GAZOST 資料、質問に対する回答

(16)出典 la lettre de la fédération des SEM (SEM Mag),

(17)出典 la lettre de la fédération des SEM (SEM Mag),

(18) 出典 la lettre de la fédération des SEM (SEM Mag),

(19) 出典 la lettre de la fédération des SEM (SEM Mag),

(20) Fédération des SEM ヒアリング

(21)出典 Le Partenariat Public-Privé version SEM, fédération des SEM,2004

(22)原輝史「フランスの経済」1章フランス経済の生成と発展、早稲田大学出版部 1993

(23)FNSEM、DAEI «40 ans de société d'économie mixte en France» 1998

(24)Jacques Chevallier « Le service public » Que sais-je ? PUF 1994